



令和7年度の学校給食費について（お知らせ）

岡山市教育委員会

平素から、岡山市の学校給食にご理解を賜りありがとうございます。

令和7年度の学校給食費について以下のとおりお知らせします。適正な学校給食運営のため、期限内納付にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 学校給食費の単価について

保護者の皆様にお支払いいただく学校給食費は、学校給食に使用する食材料費相当額となります。

なお、岡山市では物価高騰等への対応として、今年度も学校給食費の保護者負担軽減を図るため支援を実施しています。下記の単価は支援額（小：33円、中：38円）を差し引いた単価です。

【令和7年度単価】

区 分	1食あたりの学校給食費 (保護者負担額) (※)
小学校・義務教育学校（初等部・中等部）の児童	322円
中学校・義務教育学校（高等部）の生徒	384円



※今後の物価動向によっては、年度途中で単価を改定する場合があります。その際は改めてお知らせします。

2. 学校給食費の1期あたりの納付額（目安）と納期限について

学校給食費の納付額は、学校・学年ごとの予定喫食数に応じた年間予定納付額（単価×予定喫食数）を設定し、それを年10回（期）に分けて納めていただくことになります。

【1期あたりの納付額（目安）】

区 分	予定喫食数	1期あたりの納付額（目安）(※)
小学校・義務教育学校（初等部・中等部）の児童	188回	6,100円程度
中学校・義務教育学校（高等部）の生徒	185回	7,200円程度

※記載の予定喫食数における納付額であり、実際の納付額は学校・学年ごとの予定喫食数により異なります。

学校・学年ごとの予定喫食数を決定後、「学校給食費決定通知書」にて実際の納付額を通知いたします。

【納期限】

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限 (※) (口座振替日)	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末

※金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日が納期限になります。

3. 学校給食費決定通知書について

6月中旬に、年間納付額を記載した「学校給食費決定通知書」を、お子様ごとに送付（※）します。送付方法は以下のとおりです。

A. 口座振替登録及び保護者ポータルサイトつばさ（岡山市学校給食用）での申込みが完了している方

→ポータルサイトマイページ内の通知書ボックスへ配信します。（配信完了後に、順次お知らせの電子メールをお送りします。）

B. 上記A以外の方

→ご自宅へ郵送します。



～学校給食費に関するお問い合わせ先～

岡山市教育委員会事務局 学校教育部
保健体育課学校給食係（学校給食費担当）
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1
TEL：086-803-1556（平日 8:30～17:15）

※給食停止や扶助制度等の事由により保護者様への請求がない場合、決定通知書は送付されませんので、ご了承ください。

【裏面「岡山市の学校給食について」もご覧ください】

岡山市の学校給食について

岡山市教育委員会

岡山市では、市立小学校・中学校・義務教育学校において給食を提供しています。（一部を除く。）
友だちと一緒に準備をして、マナーを守りながら食事をし、協力して後片付けをするという一連の活動の中で、友だちを思いやる気持ちや食べることの大切さなどを学びます。
お子様の健やかな成長を目指し、多様な食材を使って、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食を提供しますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

岡山市が作成した基本献立に基づき、市内共通の献立を提供しています。

学校給食を通して「食育」を推進しています。



地元産の安全な食材を優先的に使用しています。（地産地消）

一週間のうち、ごはん献立3回・めん献立1回・パン献立1回とバラエティに富んでいます。

給食を提供するために必要な経費

学校給食は、「学校給食法」という法律によって、学校教育の一環として実施しています。この法律には、学校給食を円滑に運営するため経費の負担について明記されており、設置者である岡山市が負担する経費（調理場施設・設備の整備費、人件費、消耗品費等）と、保護者が負担すべき経費（食材料費等）があります。

学校給食費納付のお願い

学校給食の食材は、保護者の皆様から納付いただく学校給食費で購入しています。未納がある場合、必要な食材を購入することが難しくなり、安全・安心で安定した学校給食の提供に支障が生じますので、学校給食費は納期限までに必ず納付いただきますようお願いします。

学校給食の停止・開始手続き

連続5日以上（土日祝日などを除く）学校を欠席する際は、あらかじめ届出がある場合のみ学校給食を停止することができます。停止を希望される場合は、**必ず5日前（土日祝日を除く）の午後5時までに学級担任へ連絡してください。**その後、学校から「学校給食変更届」が配付されますので、必要事項を記入の上、速やかに学校へ提出してください。**停止の届出がない場合は、食材準備の都合上、喫食の有無にかかわらず学校給食費をご負担いただくこととなるため、ご注意ください。**

また、年度途中に開始する場合や、転出する場合なども、手続きに同様の日数がかかりますので、わかり次第速やかに学級担任へお知らせください。

なお、お子様の在籍する学校・学年・組が非常災害や感染症予防に伴い臨時休業（学級閉鎖等）となり喫食できなかった場合は、その日数に応じて年度末に学校給食費を減額します。この場合の届出は不要です。ただし、個人単位の欠席・出席停止等は減額となりませんので、長引く場合は上記の停止の届出をしてください。

食物アレルギー対応について

食物アレルギーを有する児童生徒にも学校給食を提供していますが、安全性を最優先にするため、弁当持参をお願いする場合があります。また、安全性確保のため原因食物の完全除去対応を原則としています。食物アレルギー対応の必要書類・詳細献立等については学校へお問い合わせください。

【表面「令和7年度の学校給食費について（お知らせ）」もご覧ください】